

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：企業局

事業種名：水道施設の整備

1 取組の概要

水道施設の新設や改良に関する設計にあたっては、浄水場の水運用だけではなく、環境に配慮した仕様の選定や環境への負荷の少ない工法の選定などについても十分考慮し、進めている。

また施工にあたっては、再資源化資材の有効活用、掘削土の工事間利用など環境への負荷を少なくするよう取り組んでいる。

県営水道は常時多量の電力を使用し、各受水団体へ送水している。エネルギーの有効活用の観点から省エネルギー型、高効率の設備機器の導入についても更新時期を見据えて進めている。

2 主な成果

浄水場備蓄施設整備事業において、施工時には排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の建設機械を使用し、近隣への配慮及び大気汚染防止に努めた。

送水ポンプ可変速装置更新において、排出される見込みの建設副産物のリサイクル計画を確認し、リサイクルの推進を指導し、その結果を確認した。

3 今後の方針

企業局では効率的に水道施設を整備するため、水道施設整備計画を策定し、計画に基づいて各種事業を進めている。

当該計画において、個別評価に関する評価単位及び対象規模に該当する事業として、中継ポンプ所の施設増強、浄水場施設の拡張等がある。

施工環境は各々異なるが、制約された作業ヤード内での大規模土工の実施や大型重機を使用するため、周辺環境へ十分配慮のうえ、事業を推進していく。

4 課題

特になし

5 事業一覧

別表-2のとおり

別表－２ 個別評価事業一覧

事業年度：平成 30 年度

部局名：企業局

事業種名：水道施設の整備

番号	事業名	配慮事項 ・段階	該当 チェック数	実施 チェック数	環境配慮 実施率	総合評価
1	浄水場備蓄施設整備事業	施工段階	4	4	100%	5
2	送水ポンプ可変速装置更新	完成	5	4	80%	4
	合計		9	8		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 企業局 課・所・室名 水道整備事務所

事業の種類	水道施設の整備	事業名	浄水場備蓄施設整備事業
事業の規模		実施場所	さいたま市桜区大字宿地内ほか
計画期間	平成27～30年度	段階	施工段階
事業の概要： 震災時においても送水が継続できるよう、地域防災計画に定める必要水量を確保するための備蓄施設（送水調整池）を増設する。			
<ul style="list-style-type: none"> ・大久保浄水場（さいたま市） 20,000 m³×1池 ・庄和浄水場（春日部市） 15,000 m³×1池 ・行田浄水場（行田市） 20,000 m³×1池 			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 施工時には排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の建設機械を使用し、近隣への配慮及び大気汚染防止に努めた。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項 なし

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 11 水道施設の整備に関する環境配慮方針

事業名		浄水場備蓄施設整備事業				
基本方向 1		配慮時期			チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 都市計画や土地利用などに関する計画との整合を図るため、早い段階からの調整に努める。 また、連携、協力できるものはないか、周辺地域の他の事業を注視し、構想段階からの調整を図る。						
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○			
基本的配慮事項 2 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。						
個別事項	① 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染・騒音・振動等の環境の保全に努める。		○	○	✓	✓
基本的配慮事項 3 水処理過程で生じる浄化発生土の有効利用を推進する。						
個別事項	① 浄水発生土については園芸用土等への有効利用を拡大する。		○			
基本的配慮事項 4 建物資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。						
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○	✓	✓
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓
	③ 建設副産物の削減とリサイクルを推進する。		○	○	✓	✓
	④ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、建て替えや増改築を行う時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○	－	－
基本的配慮事項 5 建物耐用年数を長くするよう努める。						
個別事項	① 建物の耐久性に配慮する。		○			
	② 改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		○			

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期			チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1						
建設予定地や周辺に保全すべき動植物がないか、早い段階から調査し、動植物の生息・生育への影響ができるかぎり少なくなるよう配慮するとともに、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。						
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○				

基本方向 3	地球環境の保全の推進	配慮時期			チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1						
エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮する。						
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○			
	② エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	③ 自然エネルギーの活用を図る。	○	○			
	④ 新エネルギーの活用を検討する。	○	○			
	⑤ 電気設備の適切な運用を図る。					
	⑥ 空調設備がある建物では、ゾーニングの工夫を行う。		○	○	-	-
	⑦ 高効率設備の導入を検討する。	○	○	○	-	-
	⑧ 熱利用の多い建物では、コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-
		実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)	
		100		4	4	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 企業局 課・所・室名 新三郷浄水場

事業の種類	11 水道施設の整備	事業名	送水ポンプ可変速装置更新
事業の規模	7台更新	実施場所	三郷市地内
計画期間	平成28年度～30年度	段階	完成
事業の概要： 新三郷浄水場送水ポンプ可変速装置の更新 1～4号草加・川口送水ポンプVVVF盤 4組 1～3号三郷・吉川送水ポンプVVVF盤 3組 1～4号草加・川口送水ポンプ電動機 4台 1～3号三郷・吉川送水ポンプ電動機 3台			

※別表－1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 工事施工で使用する建設機械について、設計仕様として排出ガス対策型、低振動型を指定し、施工時の建設機械使用時においても確認を行った。
- 建設副産物について排出される見込みの建設副産物のリサイクル計画を確認し、リサイクルの推進を指導し、その結果を確認した。
- 更新工事の施工スケジュールを送水水量を考慮したものとし、施工中の電気設備の適切な運用を図った。
- 更新する機器について、高効率型の電動機、変圧器を導入した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 11 水道施設の整備に関する環境配慮方針

事業名	送水ポンプ可変速装置更新工事
-----	----------------

		配慮時期			チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 都市計画や土地利用などに関する計画との整合を図るため、早い段階からの調整に努める。 また、連携、協力できるものはないか、周辺地域の他の事業を注視し、構想段階からの調整を図る。						
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○			
基本的配慮事項 2 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。						
個別事項	① 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染・騒音・振動等の環境の保全に努める。		○	○	✓	✓
基本的配慮事項 3 水処理過程で生じる浄化発生土の有効利用を推進する。						
個別事項	① 浄水発生土については園芸用土等への有効利用を拡大する。		○			
基本的配慮事項 4 建物資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。						
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		
	③ 建設副産物の削減とリサイクルを推進する。		○	○	✓	✓
	④ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、建て替えや増改築を行う時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		
基本的配慮事項 5 建物耐用年数を長くするよう努める。						
個別事項	① 建物の耐久性に配慮する。		○			
	② 改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		○			

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期			チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1						
建設予定地や周辺に保全すべき動植物がないか、早い段階から調査し、動植物の生息・生育への影響ができるかぎり少なくなるよう配慮するとともに、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。						
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○				

基本方向 3	地球環境の保全の推進	配慮時期			チェック		
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1							
エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮する。							
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○				
	② エネルギーの効率的利用を図る。	○	○		✓		
	③ 自然エネルギーの活用を図る。	○	○				
	④ 新エネルギーの活用を検討する。	○	○				
	⑤ 電気設備の適切な運用を図る。				✓	✓	
	⑥ 空調設備がある建物では、ゾーニングの工夫を行う。		○	○			
	⑦ 高効率設備の導入を検討する。	○	○	○	✓	✓	
	⑧ 熱利用の多い建物では、コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○			
					実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
					80	5	4

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。